時事新報ハ一年三百六十五日一日モ休刊セズ其代價遞送料廣告料ハ左ノ如シ
一枚二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓
一箇年前金六圓
〇時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ遞送スルモノニ限リ本文定價ノ外ニ一箇月二十六錢ノ郵送料ヲ申受ク
時事新報廣告料前金一行ニ付

	一日限	二日以上十五日迄	十五日以上十六日以上
一行廿四字詰			
自一行至十行	十錢	七錢	八錢
自十一行至卅行	九錢	六錢	七錢
三十一行以上	八錢	五厘	五錢八厘五毛

時事新報

米商會所一變して株式取引所に至る可し

ブールスも相場所も取引所も又は米商會所も文字こそ異なれども其性質は寸分も異ならず商賣品を直に賣買し又い現品の受渡しを數箇月前に約束して取引する場所あり我日本國にも既に其場所を設け東京にてい株式取引所と米商會所と二箇所にて用を辨じたりしが如何なる譯けにや昨年來世の中にブールス論なるものを生じ珍らしくもなき相場取引所の事を配して新發明の如くに曾囂しブールスさへ設立すれば取引い便利にして投機の沙汰も止む商賣は至極繁昌す可しなど樣々に道理を附けて平地に波の議論する者ありしより政府も或る其議論に取る可きものありと認めさるか遂に今年に至り新に取引所條例を公布して舊來の株式所幷に米商會所い恰も廢物同樣の姿となり九月一日より新取引所の實行ある可き筈なりしかども扨實際に臨めば色々差支ありて九月一日の事は見合せ明治二十二年五月まで舊のまゝと更に許されたるは誠に至當の處分にして我輩の持論を云へば最初よりブールス論の起るしを怪しむやどのみとあれば其新舊の交代に大なる混雜を生じて徒に商賣人を苦しめざる前に舊のまゝと定まりたるは不幸の中の幸と云いざるを得ず故に今日の所望は舊取引所會所の營業を二十二年まで と云はずして舊例の如く五箇年とするか又は毎五年に繼續願も官民雙方の手數而倒なれば銀行營業などの例に倣ふて二十箇年にも限り新條例ブールスの事は斷然廢止して政府は法と改るに吝あらざるの意を示すの一事あり即ち政府の政府たる所以にして一度び言出したるまとは利害便不便に論なく後に引かれぬなど云ふは大政府の品格に於てあるまじきまとなればなり本來人民の商賣に政府れ干渉は其だ宜しからざることにして陽に一利あるが如くあれども陰には一害も二害も生じて詰り利害の相償ふ可きにあらざれば官邊の監督も大抵の處までにして商賣の事は一切商人の自由に任せて然る可きことなり近く喩へて云はんに政府が政事と行ふも商人が商業と營むも其心身の働い同樣なりと云ふて可ならん然るに世界萬國何れも政府にても其國民が樣々に苦情を鳴らして施政上に喙を容るゝはと面倒なるものはあくして其利害い差當き政府たるものゝ常に憂る所なれ然らば則ち之と逆にして政府が人民の私の商賣に干渉して其程度を過るの齟齬も亦恩ひやられて知る可し左れば商人等が私に商業と營む取引所又は會所の有樣も之を評して風俗宜しからずと云ひ投機者の巣窟なりと云ひ之と改良するには云々の規律を立てゝ斯の如く取締る可しなど妙案い澤山あれども實際に施して決して妙あらず唯人文れ進歩して商人れ品格の上進するを待つれ外ある可らざるあり依て案するに株式取引所と米商會所とを比較して何れの方が最も風俗宜しからずして條例を犯す者多きやと尋ねば會所に多くまて取引所には少おしと云ふ其然る由縁は何ぞや両所に出入する商人の人物相異なるゑ非ず唯その税の厚薄あるが故なりと云ふ可況のみ株式取引所の税は取引高萬分の三より六にして米商會所の税い千分の二あり殆んど比較す可らざる程の相違にして日々多分の米穀を賣買し或は賣り或は買ひ其呼聲は一人にて何萬石卽何十萬圓にもなる可きものが千圓に付賣買雙方より一圓づゝの納税とい迚も尋常の商賣人に叶ふ可況ことにあらざれば心ある商人は實際に不自由ながら會所に近づくを得ずして跡に殘る者い推して知る可し平均して投機商人を以て多數を占めざるを得ず是に於てか政府は會所れ有樣を見て其風俗いよ〳〵宜しからずとしていよ〳〵其取締と嚴重にすれば犯則者の數はいよ〳〵増加して遂には會所れ衰業も衰へて今日に至りしことあり人と御するは猶か馬に乗るが如し其御法次第にて意地惡くも爲り又順良にも變ずるものなれば今の米商會所の風俗宜しからずとあらば先づ其税率を改めて株式取引所と同樣に引下げ眞面目の米商として之に近つかしむるの道と開くまと緊要なる可し斯の如くそれば其風俗假令へ美あらざるも株式取引所の品格迄にい達す可きこと人情數理に於て爭ふ可らず然る上にて徐々に其缺點を見出して次第〳〵に改良を謀り遂に大日本國の相場所として恥づかしからぬ程の地位に至ることもあらんと冀望の至りなり故に云く米商會所一變して株式取引所に至らん株式取引所再變して商賣の目途に至る可し我輩が幾年の後を期し氣を長くして待つ所のものあり

官報

○遞信省告示第二百十二號

事故アリ配達シ能ハサル電報ハ電信取扱規則第七十七條ニ依リ着信局前ニ掲示スルノ外差出人ニ其事由ヲ知ラシムルタメ尙七日間發信局前ヘモ掲示ス

明治廿年十一月十六日　遞信大臣子爵榎本武揚

○遞信省告示第二百十三號

米國若クハ「トーレス海峽」ヲ經由シテ「チースストラリヤ」外五國ヘノ郵便税及書留手數左ノ通改正ス

		郵便	書留手數料
ヨーストラリヤ（南西部）	米國經由	毎十五グラム 一四錢	毎五十グラム 二〇錢
ナヴィゲートル諸島	米國經由	毎十五グラム 一四錢	毎五十グラム 二〇錢
フィジー諸島	米國經由	毎十五グラム 一四錢	毎五十グラム 二〇錢
ヨーストラリヤ諸島（トレースニウジーランド海峽經由）		毎十五グラム 一四錢	毎五十グラム 二〇錢
タスマーニヤ	米國經由	毎十五グラム 一四錢	毎五十グラム 二〇錢